

財産の処分について

次のとおり土地を売却する。

2026年（令和8年）2月12日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

1 売却の相手方

神奈川県横浜市日本大通1

神奈川県

神奈川県知事 黒岩祐治

2 売却する土地

藤沢市今田字丸山26番6 ほか27筆

6,338.18 平方メートル

3 売却の方法

随意契約

4 売扱予定価格

40,564,352円

5 売却予定時期

2026年（令和8年）6月

提案理由

神奈川県立境川遊水地公園（今田遊水地）の用地として、敷地内に所在する廃道敷及び廃水路敷を売却したいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案する。

参 考

藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 拠粹
(財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格20,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売渡し（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売渡しとする。